

今、刑務所が大きく変わろうとしています。そのきっかけの一つが昨年末に出された「行刑改革会議」からの提言です。この提言とはどんなものかを紹介します。

以前、この「あかれんが」において、有識者からなる行刑改革会議が、刑務所の運営に関する様々な問題を検討してきているところであるとお伝えしましたが、この行刑改革会議から、昨年12月22日、法務大臣に対して、検討の結果を取りまとめた「行刑改革会議提言」国民に理解され、支えられる刑務所へ」が提出されました。

この提言については、法務省のホームページに掲載されていますので御覧いただきたいと思いますが、ここでは、簡単に、この提言の言わんとするところを説明したいと思います。まず、刑務所を運営する本来の目的は、受刑者に心から罪を悔い改めさせ、健全な社会人として復帰させることにあります。この提言では、この目的を実現する、人間としての誇りや自信を取り戻し、自発的に改善更生の意欲を持つことが大切であり、受刑者の

処遇において受刑者の人間性が十分に尊重されることが必要であるとお話します。現在の刑務所運営の基礎である監獄法は、百年近く前に制定され、実質的な改正がなされずにきたものであり、読みづらい上に、現代の法律ならば必ず明らかになっておくべきこと、つまり、受刑者にはどのような権利があり、義務があるのか、職員にはどのような権限があるのかなどが明確に書かれていません。そこで、この提言では、現代の法律に基づき、受刑者の権利義務と職員の権限について、法律上明確にすることが必要だとされています。

また、現在の刑務所においては、働く義務のある受刑者について、働くことを中心とした処遇が行われています。この提言では、ただ働くだけで刑務所を運営する目的を達成できないのではないかと、必要に応じて労働の時間を短縮し、その分の時間を、教育的な指導、カウンセリングや生活指導等に充てるべきだとされています。

さらに、ここ数年の間に受刑者の数が急増したため、刑務所は、定員よりも多くの受刑者を収容しなければならぬ状態に陥っています。このような状態では、先ほどお話ししたような、受刑者のための適切な処遇を行うことにも支障を来しかねません。この提言は、こうした状態を改善するために刑務所等の施設を増やすことも求めています。

次に、刑務所の職員側から見ると、受刑者の著しい増加に伴って職員の勤務が過重になり、月に8日の休みも満足に取れない状態が続いています。職員が忙しすぎると受刑者の処遇にも支障を来しかねないので、この提言は、

行刑改革会議提言

国民に理解され、支えられる刑務所へ



職員の数を増やすべきであるとして。また、これまで、刑務所ではすべての受刑者を同じように取り扱おうと努めてきましたが、この提言は、こうした考えを重視するあまり職員負担が増えているとして、受刑者を皆同じように扱うのではなく、受刑者の特性に応じて柔軟に対応することを求めています。

このように、この提言は、受刑者と職員双方の視点からの改革について検討しています。改革だけでは十分ではないとされています。つまり、こうした受刑者と職員のための改革を実現するには、国民の皆様が刑務所がどのように運営されているのかを見守っていただく支えていただく必要があると、いことを指摘しているのです。

このための一つの方策として、この提言は、刑務所として、地域住民の方々からなる刑事施設視察委員会（仮称）を設ける必要があり、この委員会の委員の方々には、刑務所の内部を見ていただき、刑務所長に対し、刑務所の運営に関する意見を述べていただくことが適当であるとしています。こうした様々な諸改革を実現するにはコストがかかりますが、また国民の皆さんに御協力をいただくことになると思っています。しかし、この提言は、このような改革を全体として実行することにより、受刑者が

真の意味で改善更生し、社会に復帰することが期待でき、そうならば最終的には皆さんの利益になると指摘しています。私たちも、こうしたことを最終的な目標として努力していきたいと考えています。

最後に、この提言は、こうした諸改革を実施するための具体的な手順について、古くからの監獄法を改正することにも、法改正をまたずに実施できる事柄については速やかに実施すべきであるとしています。これから数年の間は、これら、刑務所では当然のこととされてきた様々な事柄を、新しく目で一つ一つ見直していく作業が色々と必要になると思えます。容易なことではないと思っていますが、国民の皆様にご意見をいただきながら、一歩一歩歩んでいきたいと考えています。

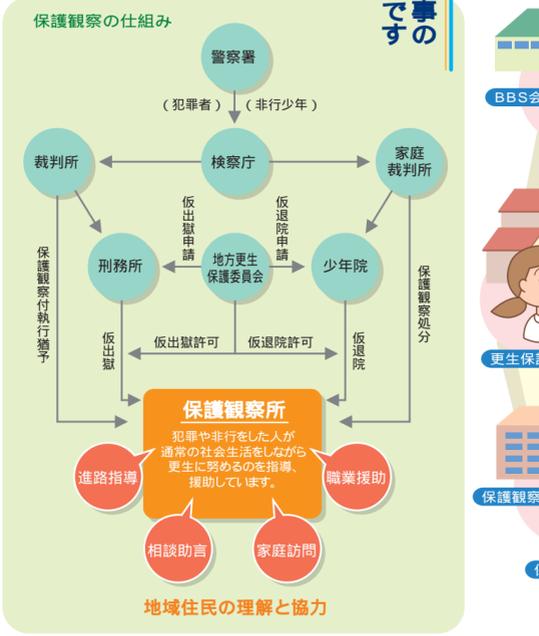
ホームページに子供向け「キッズルーム」を開設しました

法務大臣の野沢大三です。最近、小学生や中学生の皆さんにも法務省をもっと知ってもらえるように「キッズルーム」を作りました。この「キッズルーム」を通じて、皆さんが法務省のことを身近に感じられたら大変うれしく思います。ぜひ、いろんなページを見てください。

アドレス <http://www.moj.go.jp/KIDS/>

法務省発、ちょっと耳よりな情報です。

保護観察所の仕事
保護観察とは、裁判所で保護観察を受けることになった人たちや、刑務所・少年院から仮釈放を許された人たちに対して生活の目標・指針を定めてそれを守るよう指導することにも、就職の援助や宿泊所の提供など必要な支援を行い、更生を助けることをいいます。



更生保護施設とは、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人が運営している施設です。保護観察を受けている人などを宿泊させ保護して、生活指導や職業指導などを行っています。

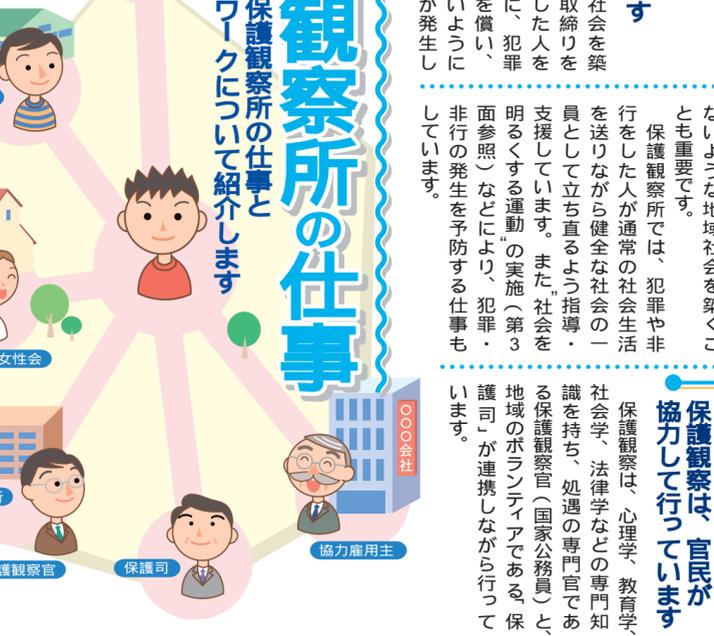
「架空の債権」を請求する悪質な業者に御注意ください。
最近、身に覚えのないことで金銭の支払いを求められるはがきやメールを送り付けられる人が多くなっています。これらの請求書の中には、実際に許可を受けた債権回収会社であるかのように偽造したり、公的機関に似た名称の団体や弁護士の名前で法的手続をちらつかせるケースもあります。法務省のホームページ上で、「債権管理回収業の許可会社一覧」や「身に覚えのない請求への対処の仕方」等を掲載していますので参考にしていただき、被害を受けることのないように注意してください。

協力雇用主
犯罪や非行歴のある人たちが、その前歴にこだわらず積極的に雇用し、その更生に協力している人たちです。

更生保護女性会
女性の立場から、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティアです。

BBS会
少年たちと同じ目の高さで、「ともだち」として接しながら、その健全な成長を手助けする青年ボランティアです。

保護観察所は更生を助ける仕事をしています
犯罪や非行のない社会を築くためには、犯罪の取締りを強化したり、罪を犯した人を処罰することともに、犯罪や非行をした人が罪を償い、二度と過ちを犯さないようにすること、また犯罪が発生し



ないような地域社会を築くことも重要です。保護観察所では、犯罪や非行をした人が通常の社会生活を送りながら健全な社会の一員として立ち直るよう指導・支援しています。また、社会を明るくする運動の実施（第3面参照）などにより、犯罪・非行の発生を予防する仕事もしています。

保護観察は、官民が協力して行っています
保護観察は、心理学、教育学、社会学、法律学などの専門知識を持ち、処遇の専門官である保護観察官（国家公務員）と地域のボランティアである保護司が連携しながら行っています。

保護観察所は、多くのボランティアに支えられています
保護観察所の仕事は、保護司などのほかに、多くのボランティアに支えられています。一緒に活動してみたいなど、興味のある方は最寄りの保護観察所まで御連絡ください。

更生保護施設は、地域における犯罪者処遇の専門施設です
更生保護施設とは、法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人が運営している施設です。保護観察を受けている人などを宿泊させ保護して、生活指導や職業指導などを行っています。

お答えします

??今回の質問は??

「司法試験」について

Q 司法試験ってどんな試験ですか?

A 法曹(裁判官や検察官や弁護士)になる人に必要な学識やその应用能力があるかを判定する国家試験です。第一次試験と第二次試験に分かれていて、第一次試験は年齢や学歴に関係なくだれでも受験できる一般教養の試験です。第二次試験は短答式・論文式・口述の3つの段階に分かれている法律の試験です。平成15年度の第二次試験は約4万5千人が受験し、合格者は1170人で、合格率は2.58%でした。

Q 新しい司法試験が始まるって聞いたけど、どうなるの?

A 平成18年から行われる新しい司法試験では、法科大学院で専門的な教育を受けて卒業した人に受験資格が与えられます。法科大学院の教育内容を踏まえた試験内容に変わるほか、5年間に3回までの受験回数制限があります。

Q 法科大学院に行かないと法曹になれないの?

A 現行の司法試験は平成22年(口述試験は平成23年)まで行われ、平成23年から法科大学院を経由しない人を対象にした予備試験が始まります。予備試験に合格すれば、新しい司法試験を受験することができます。



広報ポスター

第54回 社会を明るくする運動

皆さんの御理解と御協力をお願いします。

犯罪や非行のない明るい社会をつくるため、多くの皆さんの御参加をお願いします。

広報ポスター

第54回「社会を明るくする運動」のポスターが決まりました。今年のポスターには漫画家水木しげる氏の代表作「ゲゲゲの鬼太郎」のキャラクターへ目玉おやじが登場します。主人公・鬼太郎の父親であるへ目玉おやじは物知りで、的確なアドバイスにより鬼太郎やその仲間たちを危機から救います。そのへ目玉おやじが「オイ、みんな! 非行や犯罪のない明るい社会をつくるのじゃ」と呼び掛け「明るい社会をつくる」3か条を指差しています。この3か条を指針として、明るい社会をつくっていきましょう。

第54回の中央行事について

本年の中央行事の予定をお知らせします。

街頭広報活動とビデオツアー

更生保護の日である7月1日に銀座の数寄屋橋公園において街頭広報活動を行い、

新しい司法試験が始まるって聞いたけど、どうなるの?

平成18年から行われる新しい司法試験では、法科大学院で専門的な教育を受けて卒業した人に受験資格が与えられます。

法科大学院に行かないと法曹になれないの?

現行の司法試験は平成22年(口述試験は平成23年)まで行われ、平成23年から法科大学院を経由しない人を対象にした予備試験が始まります。

「社会を明るくする運動」の記念碑ができました

1月26日、東京・銀座にある数寄屋橋公園に「社会を明るくする運動」の記念碑ができました。昭和24年、戦後の混乱した中町にあふれた子供たちの将来を危惧していた銀座の商店街の人たちが「銀座フェアー」を開催しました。これがきっかけとなって、

現在の「社会を明るくする運動」へとつながっていったのです。この度、東京の中央区保護司会が創立50周年、中央区更生保護女性会が創立30周年を迎えた記念として、同運動発祥の地である銀座の公園に記念碑を建てることとなったのです。



第54回の中央行事について

本年の中央行事の予定をお知らせします。

街頭広報活動とビデオツアー

更生保護の日である7月1日に銀座の数寄屋橋公園において街頭広報活動を行い、

「おはよう」

「おはよう」そで「ありがとう」罪を犯した人や非行をした少年が本心に更生するには本人の意欲だけでなく、彼らを取り巻く人々の理解と協力が不可欠です。特に、罪や非行をした人を罰するだけでなく、立ち直ろうとする人の意欲を周囲が温かく受け止め、その立ち直りを支援していくことが重要です。今年の広報ビデオでは、更生の意欲はありながらもう一歩とこころできつかけがつかぬという一人の少女が、周囲の人に支えられ、やがてその温かさや気が付き、様々な人との出会いから粘り強く自分の生き方を見出していく姿を描いています。その中で、

「おはよう」

「おはよう」そで「ありがとう」罪を犯した人や非行をした少年が本心に更生するには本人の意欲だけでなく、彼らを取り巻く人々の理解と協力が不可欠です。特に、罪や非行をした人を罰するだけでなく、立ち直ろうとする人の意欲を周囲が温かく受け止め、その立ち直りを支援していくことが重要です。今年の広報ビデオでは、更生の意欲はありながらもう一歩とこころできつかけがつかぬという一人の少女が、周囲の人に支えられ、やがてその温かさや気が付き、様々な人との出会いから粘り強く自分の生き方を見出していく姿を描いています。その中で、

主演

不破万作 (保護司・野上健一郎)
小澤麻里耶 (保護観察少年・三原早樹)

「おはよう」そで「ありがとう」罪を犯した人や非行をした少年が本心に更生するには本人の意欲だけでなく、彼らを取り巻く人々の理解と協力が不可欠です。特に、罪や非行をした人を罰するだけでなく、立ち直ろうとする人の意欲を周囲が温かく受け止め、その立ち直りを支援していくことが重要です。今年の広報ビデオでは、更生の意欲はありながらもう一歩とこころできつかけがつかぬという一人の少女が、周囲の人に支えられ、やがてその温かさや気が付き、様々な人との出会いから粘り強く自分の生き方を見出していく姿を描いています。その中で、



第53回作文コンテスト 法務大臣賞表彰式

前回の伝えできなかった作文コンテストの表彰式の様子をお伝えします。

1月6日、第53回「社会を明るくする運動」作文コンテストで応募作品の中から見事最優秀賞に輝いた小中学生に対して法務大臣賞の表彰式が行われました。作文コンテストは、日常生活や学校生活などで体験したことを基に、犯罪や非行について感じたことや考えたことを作文に書くことで、小中学生にも本運動を理解してもらおうというもので、11回目を迎えました。今回は全国から小学生の部に2万7937点、中学生の部に7万3956点の合わせて10万1893点の応募がありました。たくさんのお応募ありがとうございました。

最優秀賞 法務大臣賞
「いじめに立ち向かう勇気を持つ」
田中敬子さん(三重県・御園小6)
「今を生きる」
砂川佳穂さん(沖縄県・与那原中3)



新しい規程は、被害者本位の立場で作られています。

この新規の下で、法務省の人の対応に努めることとして、被害者の申告があれば、基本的に速やかに受理して迅速に対応します。被害の予防と回復のために法律的なアドバイスを「援助」、当事者間の話し合いを「調介」、加害者に対する新しい措置

人権侵犯被害申告シート

(地方)法務部 受理提出

①申告しようとする人(申告者)に関する事項

氏名 年齢
住所
電話番号

②申告したい行為の内容

いつどこで
被害を受けた人
申告者本人
申告者以外
・氏名
・住所
・電話番号
申告者との関係
相手方
・氏名
・住所
・電話番号
申告者や被害者との関係 (分かる範囲でお書きください)
どのようなことをされましたか、また、どのような被害を受けましたか

③人権保護機関の関与を求める理由 (選択してください)

相手方に対し、人権侵害行為をやめよう注意してほしい
相手方との話し合いを仲介してほしい
被害を回復する方法等について助言してほしい
専門に取組んでほしい
その他 (具体的に書きたい)

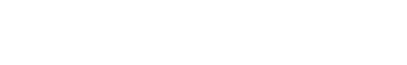
④その他に人権保護機関に伝えたいことがあればお書きください

人権相談をお受けします!

全国の人権相談所

皆さんが、毎日の生活を営んでいく上で、これは人権問題ではないだろうかと思ったり、あるいは、法律上どうなるのかよく分からなくて困ったりしたことはありませんか? そのような場合に気軽に相談できる場所として、全国にある法務局・地方法務局が開設している人権相談所があります。相談は無料で、難しい手続は何もありません。また、相談に女性の「人権・子どもの人権」また、全国の法務局・地方法務局には、女性の「人権問題」専門の「女性の人権ホットライン」、子どもの人権問題専門の「子どもの人権110番」が、それぞれ開設されており、人権保護委員や法務局職員が電話相談に応じしています。さらに、日本語を自由に話

せない外国人のために、東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、高松、松山の各法務局・地方法務局に、英語や中国語等の通訳がいる、「外国人のための人権相談所」を開設しているほか、他の法務局・地方法務局においても、人権週間期間中などに、外国人のための特設相談所を開設しています。



人権侵犯事件調査処理規程とは

人権侵犯事件が起ると法務局や地方法務局が調査をして処理することになります。その調査や処理の仕方のルールを定めた法務大臣の命令(大臣訓令)が「人権侵犯事件調査処理規程」です。

最近、人権侵犯事件が増加してきており、我が国のIT社会が進む中で、インターネットを利用した新しい種類の人権侵害も目立ってきています。また、人権侵犯を受けて

新しい規程になると?

新しい規程は、被害者本位の立場で作られています。この新規の下で、法務省の人の対応に努めることとして、被害者の申告があれば、基本的に速やかに受理して迅速に対応します。被害の予防と回復のために法律的なアドバイスを「援助」、当事者間の話し合いを「調介」、加害者に対する新しい措置

法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp>

法務局ホームページ
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

人権相談所の開設場所や各種相談電話の番号については、法務省ホームページの「相談窓口」に掲載されています。

表示登記専門官

岩室清司さん(55歳) 大阪法務局総括表示登記専門官

「権利(所有権)に関する登記」という手続きが必要です。また、土地や建物の大きさと形なども登記されますが、これは「表示」に関する登記といえます。土地の場合には、その区画や地番を分かりやすく表した「地図」も作られて、法務局登記所に備え付けられます。表示登記専門官は、このような地図を作ったり、土地の境界について争いがあるなど複雑なケースの処理について指導したりしています。

表示登記専門官のやりがいは?

家やビルなどの建物を建てようとしたとき、その土地の境界がはっきりしていないと、隣の土地の持ち主と争いになりかねません。また、その土地を十分に活用することもできませんから法務局備付けの「地図」は大変重要なものなのです。ところが、実は、大都市部の土地については、このように土地の区画がはっきりしていない地図が法務局に備え付けられていないのです。多くの場合、明時代代に作られた地図(「公図」といいます)はありますが、それが必ずしも昔のことも正しくありません。また、正規の手続きを経ないで宅地造成されたり開発された所では、土地の区画(位置)が公図と合わない場所がたくさんあります。このような土地について、境界を明確にし、正確な地図を作り上げたときに、

表示登記専門官のやりがいは?

家やビルなどの建物を建てようとしたとき、その土地の境界がはっきりしていないと、隣の土地の持ち主と争いになりかねません。また、その土地を十分に活用することもできませんから法務局備付けの「地図」は大変重要なものなのです。ところが、実は、大都市部の土地については、このように土地の区画がはっきりしていない地図が法務局に備え付けられていないのです。多くの場合、明時代代に作られた地図(「公図」といいます)はありますが、それが必ずしも昔のことも正しくありません。また、正規の手続きを経ないで宅地造成されたり開発された所では、土地の区画(位置)が公図と合わない場所がたくさんあります。このような土地について、境界を明確にし、正確な地図を作り上げたときに、



「人権侵犯事件調査処理規程」が制定されました

被害者の方から、法務局などが行う調査や処理の手続に対して様々な要望が寄せられています。このようなことを考慮して、法務省ではこの度、従来の規程を大幅に見直して、20年ぶりに新しい「人権侵犯事件調査処理規程」を作りました。

被害者本位の立場で作られています。この新規の下で、法務省の人の対応に努めることとして、被害者の申告があれば、基本的に速やかに受理して迅速に対応します。被害の予防と回復のために法律的なアドバイスを「援助」、当事者間の話し合いを「調介」、加害者に対する新しい措置

「権利(所有権)に関する登記」という手続きが必要です。また、土地や建物の大きさと形なども登記されますが、これは「表示」に関する登記といえます。土地の場合には、その区画や地番を分かりやすく表した「地図」も作られて、法務局登記所に備え付けられます。表示登記専門官は、このような地図を作ったり、土地の境界について争いがあるなど複雑なケースの処理について指導したりしています。

「権利(所有権)に関する登記」という手続きが必要です。また、土地や建物の大きさと形なども登記されますが、これは「表示」に関する登記といえます。土地の場合には、その区画や地番を分かりやすく表した「地図」も作られて、法務局登記所に備え付けられます。表示登記専門官は、このような地図を作ったり、土地の境界について争いがあるなど複雑なケースの処理について指導したりしています。

「権利(所有権)に関する登記」という手続きが必要です。また、土地や建物の大きさと形なども登記されますが、これは「表示」に関する登記といえます。土地の場合には、その区画や地番を分かりやすく表した「地図」も作られて、法務局登記所に備え付けられます。表示登記専門官は、このような地図を作ったり、土地の境界について争いがあるなど複雑なケースの処理について指導したりしています。

